

=お知らせ=

屋外広告物について

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段としてとても役立ちますが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を阻害する原因になってしまいます。

山梨県では「屋外広告物条例」により、次のとおり設置できる場所、大きさ、色等を定めており、設置には県の許可が必要となる場合もあります。

そこで、県や各市町村では地域毎に屋外広告物の実態調査を実施しており、既に多くの会員事業場にも訪問されていますので、各事業場の対応をよろしくお願ひします。

1 屋外広告物の種類



2 屋外広告物のルール

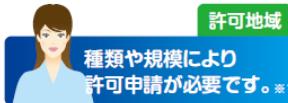


県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境を美しく保つことを目指す地域など（禁止地域）では、原則として表示・設置できません。



地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。

※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいらないものがあります。（適用除外）



自然と社会生活が調和している地域や活発な商業活動を促す地域など（許可地域）では、広告物の乱立を防ぎ、景観との調和を図るために、表示・設置するために許可が必要です。



他に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。

3 屋外広告物の基準（一部抜粋）



建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基づきます。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。（LED広告等）。



建植広告物（野立看板）

- 高さに基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路際に設置することができます。
- 表示できる面積は2mまでです。（禁止地域内は1mまでです）。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



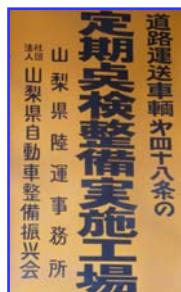
上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。
記載内容の一部に平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。

屋外広告物の現況調査のお願い

これまで当会が会員工場に配付しました各種看板の掲示状態や老朽化による退色等の現況を把握し、当会としても看板掲示のあり方について検討することとしています。

そこで、11月より標記調査を実施していますが、より回収率を高めるため、引き続き標記調査にご理解とご協力をよろしくお願ひします。

なお、調査票は、総務課窓口もしくは振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。



環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

C O 2 排出量削減、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取り組みの活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取り組む会員整備事業場に対して支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますのでお申し込み下さい。

『(一社)山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰申請受付』

積極的に環境対策へ取り組まれている会員事業場を「環境指向型事業者」として推薦します。

1. 環境対策への取り組みが優良で模範となる者。
(C02 排出量削減の取組等実施状況申告書参照)
2. C02 排出量を年間を通して管理し把握していること（日整連の環境家計簿システム使用）
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 当会等の定款・各種規約等への遵守状況が良好な者。
5. 当会及び支部等の諸活動に協力的に参加されている者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 2月27日（金）まで
2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「C O 2 排出量削減の取組等実施状況申告書」（5ページ～6ページ）をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。
(申告書は指導教育部窓口にも用意しております。)
3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。
4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰審査対象年度と比較し、運輸局長表彰審査対象年度の二酸化炭素排出量が削減されていること
5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

CO2 排出量削減の取組等実施状況申告書

(1 / 2)

実施年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
団体名			
事業場名			
所在地			
環境統括責任者名			
区分	項目	実施状況	
CO2 排出量 削減の 取組	①定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。	実施	未実施
	②節水の実施を積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	③温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。	実施	未実施
	④空調の温度を控えめにしている。	実施	未実施
	⑤照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑥省エネ機器を積極的に活用している。	実施	未実施
	⑦不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑧待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑨エコ整備等についてのPRを行っている。	実施	未実施
	⑩CO2排出量を年間を通して管理し把握している。 (管理項目は最低限、電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数)	実施	未実施
産業廃棄物マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と適正な契約をしている	契約有	契約無
	②マニフェストを適正に交付し台帳により管理している	実施	未実施
	③マニフェストを規定どおり保管している	保管有	保管無
	④マニフェスト交付状況報告書の提出状況	提出	未提出
使用済み自動車等の処理	①自動車リサイクル法に基づく引取業者の登録をしている	実施	未実施
	②引取時の自動車リサイクル料金の預託確認を行っている	実施	未実施
	③引取時に引取書面（引取証）の交付をしている	交付	未交付
	④引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認をしている	実施	未実施
	⑤電子マニュフェストにより引取・引渡報告をしている	実施	未実施
	⑥自動車リサイクル法に基づく回収業者資格 (フロン類を適正に処理している)	有	無
	⑦自動車リサイクル法に基づく解体業者資格 (使用済み自動車を適正に処理している)	実施	未実施

廃部品等の処理	① マニフェストを交付し適正に処理している	実施	未実施
	②産業廃棄物を種類毎に分別して保管している	実施	未実施
	③保管場所は有害物質の流出防止対策が施されている	実施	未実施
	④保管場所にその旨の明示、責任者、廃棄物の種類の掲示がある	実施	未実施
	⑤廃タイヤを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑥廃バッテリを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑦廃塗料を適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	(シンナー除去装置を保有している)	有	無
環境保全の向上	①自動洗車機を設置している	有	無
	設置の場合、県及び公共下水道管理者に届出している	届出有	届出無
	②出力が 7.5kw以上のコンプレッサーを設置している	有	無
	設置の場合市町村に届出している	届出有	届出無
	③塗装ブースを設置している	有	無
	設置の場合、有機溶剤設置届出をしている	届出有	届出無
	設置の場合、集塵装置を設置している	設置有	設置無
	④汚泥処理について収集運搬業者と委託契約している	契約有	契約無
	マニフェストを交付して適正に処理している	交付	未交付
	⑤作業場等にオイル、LLC等がこぼれる等による土壤汚染はない	ない	ある
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない	ない	ある
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の放置がない	ない	ある
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施している	している	していない
	⑨浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的に実施している	している	していない
リサイクル部品の活用	⑩一般廃棄物を適正に処理している	している	していない
	⑪ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却処分とせず適正に処理している	している	していない
	①リサイクル部品の情報を使用者に提供している	している	していない
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示がある	ある	ない
	③リサイクル部品の入手ルートを確保している	している	していない
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	している	していない

申告書のとおり実施しています。

代表者

印

平成26年度自動車分解整備事業実態調査結果の概要について

平成26年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

平成26年6月末現在。売上高等については、平成26年6月末に最も近い決算期分。

3. 調査結果の概要

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者(平成26年6月末時点92,135事業場のうち約2割を対象とし、有効回答数は全事業場の約1割)を対象として調査を行いました。

平成26年度調査における総整備売上高は2年続けて増加し、前年度と比較すると952億円増(1.8%増)の5兆5169億円となりました。

調査結果は平成25年度実績であることから、長引くデフレからの脱却に向けた新経済政策(アベノミクス)により景気は年度を通して緩やかな回復基調となり消費支出が増加したこと、及び下期後半に消費税率引き上げ前の駆け込み需要が強まったことが、総整備売上高の増加につながったと推測されます。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の「平成26年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

注) 1. 専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場

2. 兼業：兼業部門(自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等)の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場(ディーラーを除く。)

3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

4. 自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

東日本大震災の影響により減少(平成24年度調査)した総整備売上高は、前年度に引き続き増加しましたが、大震災前(平成23年度調査)を未だ下回る結果になりました。業態別に前年度と比較するとすべての業態で増加し、専・兼業が775億円増(2.9%増)、ディーラーが90億円増(0.4%増)、自家が87億円増(3.7%増)となりました。作業内容別では、「事故整備」が3.4%減少しましたが、「車検整備」が3.3%、「定期点検 整備」が9.2%、「その他整備」が2.4%増加しました。

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は92,135事業場で、前年度と比較すると202事業場増(0.2%増)となっています。指定工場数は29,642事業場で、前年度と比較すると149事業場増(0.5%増)となっています。

(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は545,132人で、前年度と比較すると4,770人減(0.9%減)となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は401,085人で、前年度と比較すると749人増(0.2%増)となっています。

整備士数は342,486人で、前年度と比較すると724人減(0.2%減)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は85.4%で0.3ポイント減少しています。

※ 参考：女性整備要員数（内数）は1,6471人、女性整備士数（内数）は9,527人。

総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.1%、整備士数に占める女性整備士数の割合は2.8%となっています。

(5) 整備要員1人当たり年間整備売上高

整備要員1人当たり売上高（自家除く）は13,822千円で、前年度と比較すると1.5%増となっています。

なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業 10,331千円(対前年度比3.0%増)

ディーラー 2,1905千円(対前年度比0.4%減)

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家除く）は43.8歳で、前年度と比較すると0.3歳上昇しました。

(7) 整備要員1人当たり年間給与

整備要員1人当たり年間給与（自家除く）は3,782千円となり、前年度と比較すると0.9%増となっています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度								
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	26／25
1. 総整備売上高 ※ (億円)		57,720	54,671	54,869	56,021	52,982	54,217	55,169	101.8 %
専・兼業 (比率、%)		29,670 (51.4)	26,303 (48.1)	26,305 (47.9)	27,095 (48.4)	25,709 (48.5)	26,748 (49.3)	27,523 (49.9)	102.9 %
専業 (比率、%)		22,738 (39.4)	19,459 (35.6)	19,996 (36.4)	21,146 (37.7)	19,515 (36.8)	20,322 (37.5)	20,968 (38.0)	103.2 %
兼業 (比率、%)		6,932 (12.0)	6,844 (12.5)	6,309 (11.5)	5,949 (10.6)	6,194 (11.7)	6,426 (11.9)	6,555 (11.9)	102.0 %
ディーラー (比率、%)		25,585 (44.3)	26,140 (47.8)	26,311 (48.0)	26,637 (47.5)	25,089 (47.4)	25,105 (46.3)	25,195 (45.7)	100.4 %
自家 (比率、%)		2,465 (4.3)	2,228 (4.1)	2,253 (4.1)	2,289 (4.1)	2,184 (4.1)	2,364 (4.4)	2,451 (4.4)	103.7 %
2. 企業数		72,001	72,861	74,027	73,690	73,572	73,173	73,695	100.7 %
3. 事業場(工場)数		90,518	91,281	91,736	91,874	91,867	91,933	92,135	100.2 %
専・兼業		70,396	71,387	71,943	72,106	72,200	72,242	72,224	100.0 %
専業		55,141	55,365	57,182	57,266	57,176	56,948	57,043	100.2 %
兼業		15,255	16,022	14,761	14,840	15,024	15,294	15,181	99.3 %
ディーラー		16,228	16,143	16,082	16,015	15,961	16,033	16,179	100.9 %
自家		3,894	3,751	3,711	3,753	3,706	3,658	3,732	102.0 %
4. 指定工場数		28,916	29,066	29,115	29,252	29,360	29,493	29,642	100.5 %
5. 整備関係従業員数 (人)		546,574	564,058	570,223	585,475	553,893	549,902	545,132	99.1 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		393,893	396,164	401,038	402,221	401,099	400,336	401,085	100.2 %
うち整備士数 (人)		343,531	344,216	342,897	347,276	346,051	343,210	342,486	99.8 %
整備士保有率 (%)		87.2	86.9	85.5	86.3	86.3	85.7	85.4	—
7. 1事業場当たり整備要員数 (人)		4.4	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	± 0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		79,081	78,801	78,693	78,661	79,113	79,625	80,273	100.8 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.5	+ 0.3	+ 1.0	+ 0.8	+ 0.8	± 0.0	- 0.7	—
10. 整備要員 1人当たり 年間整備 売上高 ※(千円)	専・兼業	11,446	10,020	9,903	10,126	9,617	10,030	10,331	103.0 %
	専業	11,494	9,756	9,698	10,197	9,433	9,865	10,174	103.1 %
	兼業	11,288	10,854	10,609	9,881	10,245	10,593	10,868	102.6 %
	ディーラー	22,214	22,830	22,622	23,209	22,002	21,994	21,905	99.6 %
	平均	14,757	13,911	13,775	14,054	13,320	13,617	13,822	101.5 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	46.0	46.4	46.3	47.1	47.3	47.7	48.0	+ 0.3 歳
	専業	47.1	47.5	47.4	48.1	48.4	48.6	48.8	+ 0.2 歳
	兼業	42.6	43.1	42.7	43.5	43.6	44.7	45.1	+ 0.4 歳
	ディーラー	32.1	32.4	32.5	32.8	33.8	33.8	34.1	+ 0.3 歳
	平均	41.7	42.2	42.1	42.8	43.3	43.5	43.8	+ 0.3 歳
12. 整備要員 1人当たり 年間給与 (千円)	専・兼業	3,541	3,526	3,509	3,557	3,518	3,519	3,540	100.6 %
	専業	3,472	3,469	3,468	3,522	3,488	3,478	3,504	100.7 %
	兼業	3,763	3,706	3,651	3,679	3,621	3,656	3,661	100.1 %
	ディーラー	4,135	4,119	4,050	4,153	4,217	4,280	4,342	101.4 %
	平均	3,724	3,706	3,674	3,736	3,727	3,747	3,782	100.9 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成22年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は抽出調査である。

～関東運輸局からのお知らせ～

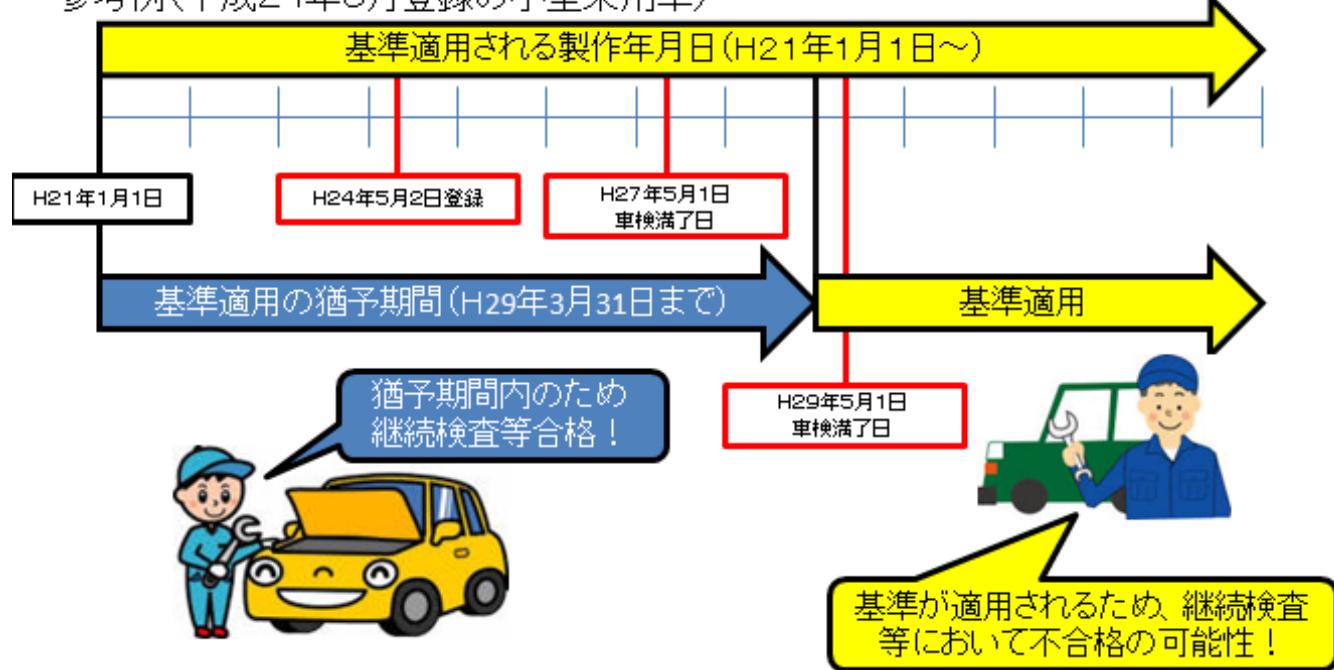
平成29年4月1日より外部突起に係る基準 (外装基準)の適用が始まります

適用が猶予されていた外装基準(注1)が、平成29年4月1日より乗用車(平成21年1月1日以降製作された乗車定員10人未満に限る。)に適用されます。

なお、当該基準は使用過程車(平成21年1月1日以降の製作車)も含めて適用されますので、ご注意願いします。

注1:自動車のボディ等の表面に関して、人との衝突・接触の際に人が負傷する危険性を減らすことを目的として定められた安全基準

参考例(平成24年5月登録の小型乗用車)



関係法令等

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第22条、第100条、第178条関係
審査事務規程4-26、5-26関係

持込み検査を受けられる方へ

平素は当協会の検査業務にご協力を頂き誠にありがとうございます。
2月・3月の繁忙期をむかえ、構内の混雑が予想されます。
受検に際しては、以下のことを遵守していただき、混雑緩和にご協力を
お願ひいたします。

- ①予約時間（各ラウンド時間）の遵守
（原則としてラウンド変更は行いません。）
- ②見込み予約の禁止
- ③予約確認前に検査コースへ並ばない

※第5ラウンドの実施について

予約台数枠を超えた場合は、当日の朝に第5ラウンド枠を設定し、
振興会にて取りまとめます。

第5ラウンドについては、以下のとおり実施させていただきます
ので、ご協力をお願いいたします。

1. 予約確認受付時間 15時50分～
2. 検査開始時間 16時15分～
3. 他のラウンドへの変更及び受検はできません。

**継続検査以外の申請（記入申請、返納申請等）は、通常の業務時間
(16時まで) ですので、ご注意ください。**



「車ふれあい祭り2014」お楽しみ大抽選会 「マイカ一点検賞」について

「車ふれあい祭り2014」（平成26年9月20日開催）でのお楽しみ大抽選会にて、下記のマイカ一点検賞159本が来場者の皆様に当選されました。

このマイカ一点検賞は、当会員工場に入庫され、車検・定期点検・一般整備（オイル交換等）実施の際に3,000円割引となります。既に割引有効期限は12月末日で終了しています。

この割引券の精算期限は2月27日（金）までとなっていますので、ご留意下さい。

（実施された自動車整備工場へ）

- 下記の必要事項をご記入下さい。
 - ・お客様のお名前・車両番号・認証番号・実施工場名
- 利用されました割引券は、**2月27日（金）**までにご精算下さい。
- 実施された請求書等の写しを添付して下さい。
- 消費税は割引前金額で計上して下さい。
- 割引金額に満たない場合は請求書の金額までとします。



車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」1月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
(有) 小沢自動車修理工場	253	甲府東	野田モータース	536	南アルプス南
有泉自動車(株)	788	甲府東	前沢自動車工業	749	南アルプス北
(有) 佐々木自動車修理工場	10	甲府西	清水モータース	858	南アルプス北
岩下自動車整備工場	1064	甲府西	功刀モータース	213	市川
三友自動車工業(有)	15	甲府南	(株) 杉野ホンダ販売	324	市川
(株) キリン自動車	411	甲府南	御坂自動車修理工場	165	東八
東洋モータース	972	甲府北	ニシキモータース	167	東八
末木モータース	431	峠北	米山自動車工場	629	東八
樽林モータース	834	韮崎	長田自動車整備工場	941	東八
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	内田自動車整備工場	940	日下部
田中自動車工場	996	韮崎	(有) カードックVJオート	406	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	東信自動車整備工場	314	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	コマタオートセンター	433	都留
新津モータース	413	南アルプス南	高部自動車整備工場	805	都留
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	志村自動車整備工場	894	都留

【訃 報】

(東八支部 8-729)

東豊自動車

代表者 中楯 一雄 様

御令室 中楯 真知子 様 (65歳)

1月7日 ご逝去

(南巨摩北支部 8-275)

高松自動車整備工場

代表者 高松 政仁 様

御母堂 高松 雅子 様 (90歳)

1月16日 ご逝去

(岳麓支部 8-434)

出羽モータース

代表者 出羽 達彦 様

御尊父 出羽 弁一 様 (86歳)

1月16日 ご逝去

(甲府南支部 8-15)

三友自動車工業(有)

代表者 田口 久 様

御子息 田口 靖 様 (38歳)

1月25日 ご逝去